

国民年金からのお知らせ

小田原社会保険事務所 22-139(代)
住民課 内線326

このたびの年金記録をめぐる問題については、大変ご心配・ご迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

平成9年に基礎年金番号が導入され、1人1番号になりましたが、それ以前は、転職や住所変更等により、1人で複数の年金番号を持つ場合も生じていました。これまでに、年金記録を結びつけるためご本人に確認してきましたが、いまだに多くの基礎年金番号に結びつかない年金記録が、社会保険庁に保管されています。

そこで、社会保険庁では年金記録をもう一度確認させていただくために、被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付しています。

また、いまだに結びついていない年金記録を、被保険者・年金受給者の年金記録と照合して、未統合の年金記録がある方には、社会保険庁からお知らせします。

社会保険庁や市町村に年金記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、第三者委員会等で判断してもらう仕組みを作り、5年の時効を超えた場合でも全額お支払いできるように対応策が考えられています。

ご不明な点は、社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせは、フリーダイヤル「0120-657830」までお願いします。

また、社会保険庁のホームページから年金加入履歴を取得することができますのでご利用ください。

【URL】<http://www.sia.go.jp>

国民健康保険からのお知らせ

住民課国民健康保険担当 内線325～327

平成19年度国民健康保険料について

平成19年度の国民健康保険料賦課額通知書については、6月中旬に送付しましたが、保険料の料率は次のとおりです。

【医療給付費分】国保加入者全員に賦課されます。

【介護納付金分】国保加入者のうち、40歳～64歳の方に賦課されます。

【均等割】加入者1人についての年額

【平等割】加入1世帯についての年額

【資産割】自分名義の土地、家屋に対する固定資産税額（都市計画税額は除く）1万円についての額

【所得割】前年の総所得金額から、基礎控除額（33万円）を引いた残額1万円についての額

	医療給付費分	介護納付金分
均等割	31,300円	7,100円
平等割	29,200円	4,600円
資産割	4,650円	870円
所得割	730円	108円

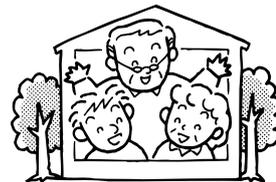
国民健康保険料は必ず納めましょう

国民健康保険制度は、加入者の方々の相互扶助が基盤となり運営されています。保険料の滞納や、過度な受診は、国保制度の運営に重大な影響を及ぼします。

保険料は、納付期日までに納めていただくことが一番望ましいことですが、特別な事情により納付が困難な場合には、計画的な分納の相談もお受けしていますので、窓口へお越しください。

納めていただいた保険料は、加入者の方々が疾病や、けがをした場合の医療費等のほか、出産育児一時金や葬祭費の支給、成人病等予防のための国民健康保険事業に使われています。

皆さまの健康な暮らしのためにも、定期的な納付にご理解、ご協力をお願いします。



限度額認定証等の切り替えについて

現在発行されている高額療養費の限度額認定証、食事療養費減額認定証及び特定疾病受給者証の有効期限は、平成19年7月31日です。

70歳未満で、これらの認定証及び受給者証をお持ちの方は、新たに受給資格を得るために再申請をしていただく必要がありますので、7月中旬に郵送される申請書で申請してください。

また、今年から食事療養費の減額認定証には、高額療養費の限度額も記載されていますので、限度額認定証を個別に申請していただく必要はありません。

特定疾病受給者証（桃色）をお持ちの方には、所得判定後に新しい受給者証を郵送しますので、申請書は送付しません。